

厚生労働省和歌山労働局発表
令和5年12月12日（火）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部労災補償課 労災補償課長 上田 勇起 労災管理調整官 宮脇 秀人 電 話 073 (488) 1153
--------	--

労災年金にかかる不適切な事務処理について

和歌山労働局御坊労働基準監督署において、労災保険の遺族補償年金の支給に際し、不適切な事務処理を行ったことにより、誤った個人番号を登録する事案が発生したことが確認されましたので、その概要等をお知らせします。

今回の事態を重く受け止め、労災保険の給付事務の適切な取扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

労災保険制度においては、労災年金の支給事務において、個人番号を利用し、厚生年金等との併給調整等を行っております。

和歌山労働局御坊労働基準監督署（以下「御坊署」といいます。）において、被災者遺族であるA様（妻）に対して、死亡労働者であるB様（夫）の個人番号が登録されておりました。

このため、A様のマイナポータルにおいて、労災保険の給付情報が表示されないといった状態が生じていました。

なお、マイナポータルで確認できる給付情報には個人が特定できる情報は含まれておらず、また、給付額や振込先口座に誤りは発生しておりません。

御坊署ではマイナポータル表示上の不具合を既に是正しており、A様に本事案について説明した上で謝罪を行いました。

2 事案の経過と発生原因等

(1) 経緯

平成29年3月：御坊署において、A様の遺族補償年金の支給決定
御坊署の担当者が受給者A様の個人番号を登録
すべきところ、誤ってB様の個人番号を誤登録。

平成 29 年 5 月：厚生年金等との併給調整の確認

厚生年金等との併給調整の要否等の確認を行うため、労災年金支払期（2 か月に 1 回）ごとに、日本年金機構から厚生年金等受給情報を取得し「厚年等情報突合結果表」を出力している。この事務処理の過程において、御坊署は不一致を認識すべきところ、A 様から毎年ご報告いただいている労災年金受給者の定期報告書の添付資料にて労災事務に必要な厚生年金等の受給情報が確認できていたことから、当該不一致の根本的解消となる確認作業を怠っていた。

令和 5 年 10 月：マイナンバー取得に係る基本 4 情報の点検

厚生労働本省から「労災保険におけるマイナンバー取得に係る基本 4 情報の点検について」の回答依頼。

令和 5 年 11 月：本件の把握

当局で御坊署の報告内容の点検を行ったところ、本件を把握したことから、厚生労働本省へ報告するとともに、御坊署に修正作業を指示し、マイナポータル表示上の不具合を速やかに是正した。

御坊署の年金情報について、全件、基本 4 情報の J-LIS への照合を実施し、問題ないことを確認した。

(2) 発生原因等

- 労災保険給付個人番号利用事務処理手引に定める、個人番号のシステム登録時に基本 4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）の照合作業を怠ったこと。
- 厚生年金等受給情報との突合にて「該当無」等の表示がなされていたところ、その原因の追求を怠ったこと。

3 今後の対応等

- 速やかに臨時労働基準監督署長会議を開催するとともに、局内全署の労災担当職員に対して、研修を実施し、各種手引等に基づく事務処理及び再発防止の徹底を図ります。
- 当局幹部から、局内全署の署長、副署長、労災担当職員に対して、本事案の共有及び注意喚起を行い、意識の向上を図ります。